

宮城県「産業廃棄物税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 [宮城県協議書抜粋]

本県では（中略）産業廃棄物の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理を推進し、「循環型社会」の形成を図っていくために、法定外目的税である産業廃棄物税を平成17年４月に導入し、その税収を活用して、事業者支援など産業廃棄物の発生抑制等に関する事業や産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業など多様な取組を実施してきました。

その結果、産業廃棄物の「排出量、リサイクル率及び最終処分率」について、平成23年度以降震災により大きな影響を受けているものの、平成22年度までの推移を勘案すると、産業廃棄物税の導入により一定の効果が得られたものと考えられます。

今般、本県の産業廃棄物税条例は、適用期間を令和７年３月31日までと定めていることから、令和６年８月に宮城県環境審議会に対して、今後の産業廃棄物税の在り方について諮問したところです。

同審議会では、税を導入して以降の産業廃棄物の排出量の推移や納税義務者をはじめとする関係事業者の意見などを踏まえ、現行税制度運用に関する課題や税収の使途について検証し、令和６年10月に現行の税制度を更に５年間継続することに同意する旨の答申がなされました。

そこで本県としては、産業廃棄物税が産業廃棄物の発生抑制等に一定の効果が得られていることや、産業廃棄物の３Ｒの促進効果、産業廃棄物の適正処理に引き続き対応するための施策の充実強化の必要性、さらに国、県ともに循環型社会の形成に向けた施策を強力に推進していくこととしていることから、令和７年３月31日をもって適用期限が到来する法定外目的税としての産業廃棄物税の適用期間を更に５年間延長いたしたく協議するものです。

2. 概要 [宮城県協議書より]

課税団体	宮城県
税目名	産業廃棄物税（法定外目的税）
使途	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（最終処分業者）の申告納入 申告納付：事業者が排出する産業廃棄物を自らの最終処分場で最終処分する場合
収入見込額	（平年度）約430百万円
課税免除等	天災地変その他の災害で知事が定めるものにより排出されることとなった産業廃棄物を最終処分場へ搬入する場合
徴税費用見込額	（平年度）約16百万円
課税を行う期間	5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

3. 同意要件との関係

産業廃棄物税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

産業廃棄物税の課税標準は、宮城県内の「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であり、国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはない。

なお、自社処分を除き産業廃棄物の搬入の際には処分料金が伴うため、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）が課せられるが、本税の課税客体が「産業廃棄物の最終処分場への搬入」である一方、消費税の課税客体は「国内において事業者が行う資産の譲渡等」であること、本税の課税標準は「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であるが、消費税の課税標準は「資産譲渡等の対価の額」であることを踏まえると、産業廃棄物税と消費税は課税標準を同じくしているとはいえない。

② 住民の負担

産業廃棄物税の税率は1トン当たり1,000円と、著しく過重であるとまではいえず、加えて、宮城県内において10年以上同じ税率で課税が行われており、かつ、他道府県の産業廃棄物関連の法定外目的税とも同じ税率であることから、住民の負担が著しく過重となるとはいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、10年以上にわたり宮城県内で課されていることや、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、本税が、県内外の産業廃棄物の流通や、周辺県を中心とした県外地域の産業廃棄物の処理に重大な支障を来すほどの障害を与えることになるとはいえない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

① 税収は県内の不法投棄対策の強化をはじめとする産業廃棄物等の処理適正化、発生抑制等に使われることとされ、むしろ、産業廃棄物適正処理に資するものであること

② 既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不適當とする国（関係府省）の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不適當とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。